

## 川口市業務委託契約基準約款

### (総則)

第1条 発注者及び受注者は、この契約書、別冊の仕様書（金額を記載しない設計書、図面及び現場説明書を含む。以下同じ。）及び発注者の提供する資料に基づき、日本国の法令を遵守し、頭書の期間内に、当該業務を完了しなければならない。

2 受注者は、この契約に基づく業務の処理について、仕様書及び発注者の提供する資料に明示されてない事項又は不明な事項があるときは、発注者の指示に従うものとする。

### (指示等及び協議の書面主義)

第2条 この約款に定める指示、催告、請求、通知、報告、申出、承諾、質問、回答及び解除（以下「指示等」という。）は、書面により行わなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない事情がある場合には、発注者及び受注者は、前項に規定する指示等を口頭で行うことができる。この場合において、発注者及び受注者は、既に行った指示等を書面に記載し、7日以内にこれを相手方に交付するものとする。

3 発注者及び受注者は、この約款の他の条項の規定に基づき協議を行うときは、当該協議の内容を書面に記録するものとする。

### (工程表の提出)

第3条 受注者は、契約締結の日から7日以内に仕様書に基づき工程表を作成し、発注者に提出してその承認を得るものとする。ただし、発注者がその必要がないと認めたときは、この限りでない。

### (権利義務の譲渡等)

第4条 受注者は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

2 発注者は、この契約の成果物を自由に使用し、又はこれを使用するにあたりその内容等を変更することができる。

3 受注者が前払金の使用によってもなおこの契約の目的物に係る業務の執行に必要な資金が不足することを疎明したときは、発注者は、特段の理由がある場合を除き、受注者の業務委託料債権の譲渡について、第1項ただし書きの承諾をしなければならない。

4 受注者は、前項の規定により、第1項ただし書きの承諾を受けた場合は、業務委託料債権の譲渡により得た資金をこの契約の目的物に係る業務の執行以外に使用してはならず、またその用途を疎明する書類を発注者に提出しなければならない。

### (再委託の禁止等)

第5条 受注者は、業務の全部又は大部分あるいはその一部を第三者に委託し、又は請負わせてはならない。ただし、発注者の書面による承認を得た場合は、この限りでない。

### (下請負人の通知)

第6条 発注者は、受注者に対して下請負人につき、その名称その他必要な事項の報告を求めることができる。

### (適正な履行期間の設定)

第7条 発注者は、履行期間の延長又は短縮を行うときは、この業務に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう、やむを得ない事由により業務の実施が困難であると見込

まれる日数等を考慮しなければならない。

(監督職員、主任技術者)

第8条 発注者は、この契約の履行について自己に代って監督し、若しくは指示する監督員を定め、又受注者は業務履行の技術上の管理をつかさどる主任技術者を定め、それぞれに通知するものとする。

(業務内容の変更中止等)

第9条 発注者は、必要があると認める場合は、業務の内容を変更し、又は中止させることができる。この場合において、履行期間又は委託金額の変更を要するときは、発注者と受注者とが協議して、書面によりこれらを定めるものとする。

2 前項の場合において、受注者に損害が生じたときは、発注者と受注者とが協議して賠償額を定めるものとする。

3 第1項後段の規定により委託金額を変更する場合における変更後の委託金額は、原設計金額に対する原委託金額の割合を変更設計金額に乗じて得た額とする。

(履行期間の延長)

第10条 受注者は、その責めによらない理由により、履行期間内に業務を完了することができないことが明らかになったときは、発注者に対して遅滞なくその理由を付して履行期間の延長を求めることができる。ただし、その延長日数は発注者と受注者とが協議して書面により定めるものとする。

(損害のために必要を生じた経費の負担)

第11条 業務の処理に関し発生した損害(第三者に及ぼした損害を含む。)について必要を生じた経費は、受注者が負担するものとする。ただし、その損害(設計図書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。)のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては発注者が負担するものとし、その額については、発注者と受注者とが協議して書面により定めるものとする。

(検査及び引渡し)

第12条 受注者は、業務が完了したときは、発注者に対して業務完了報告書を提出しなければならない。

2 発注者は、前項の業務完了報告書を受領したときは、その日から10日以内に検査を行わなければならない。

3 受注者は、前項の検査に合格しないときは、遅滞なく当該業務の補正を行い再検査を受けなければならない。

4 第1項及び第2項の規定は、前項の補正及び再検査の場合に準用する。

5 受注者は、検査合格の通知を受けたときは、遅滞なく当該完了物を発注者に引き渡すものとする。

(委託料の支払い)

第13条 受注者は、前条第5項の規定により引渡しをしたときは、所定の手続に従って業務委託料の支払いを請求するものとする。

2 発注者は、前項の規定により請求を受けたときは、その日から起算して30日以内に支払わなければならない。

(部分使用)

第14条 発注者は、業務の一部が完了した場合において、その部分の検査をして合格と認めたときは、その合格部分の全部又は一部を書面による受注者の同意を得て使用することができる。

2 発注者は、業務の未完成の部分についても、書面による受注者の同意を得てこれを使用することができる。

3 発注者は、前2項の規定により部分使用をするときは、その使用部分について保管上の責めを負わなければならない。

4 発注者は、第1項又は第2項の規定に基づく使用によって、受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。賠償額は、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

(前金払)

第15条 受注者は、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社（以下「保証事業会社」という。）と、契約書記載の履行期間の末日を保証期限とし、同条第5項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結して、発注者に対して委託金額の10分の3（発注者が特に必要と認めた場合のほか20,000,000円を限度とする。）以内の前払金の支払いを請求することができる。ただし、前払金を支払う旨を特約しない場合、委託金額が3,000,000円未満の場合及び履行期間が2ヶ月未満の場合については、この限りでない。

2 受注者は、前項の保証契約を締結したときは、直ちにその保証証書を発注者に寄託しなければならない。

3 発注者は、第1項の規定による請求があったときは、その日から起算して14日以内に前払金を支払わなければならない。

4 業務内容の変更その他の理由により著しく委託金額を増額した場合には、受注者は、その増額後の委託金額の10分の3から受領済みの前払金額を差引いた額に相当する額以内の前払金の支払いを請求することができる。この場合における支払いの額及び時期は発注者と受注者とが協議して定める。

5 業務内容の変更その他の理由により委託金額を減額した場合には、支払済みの前払金額が減額後の委託金額の10分の4を超えるとときは、発注者はその超過した額及び前払金の使用状況からみて必要があると認められるときは、受注者に対し、その超過額の全部又は一部の返還を請求することができる。

6 受注者は、前項の請求があったときは、その日から起算して30日以内に当該請求のあった超過額を返還しなければならない。

7 発注者は、受注者が前項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき同項の期間を経過した日から返還するまでの期間について、その日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率の割合による遅延利息の支払いを請求することができる。

(保証契約の変更)

第16条 受注者は、前条第4項の規定により受領済みの前払金に追加してさらに前払金の支払いを請求する場合にはあらかじめ、業務内容の変更その他の理由により履行期間を延長した場合には直ちに、保証契約を変更し、変更後の保証証書を発注者に寄託しなければならない。

2 前項に定める場合のほか、前条第5項の規定により委託金額を減額した場合又は業務内容の変更その他の理由により履行期間を短縮した場合において、保証契約を変更したときは、受注者は、変更後の保証証書を遅滞なく発注者に寄託しなければならない。

(前払金の使用等)

第17条 受注者は、前払金を次の各号に定める経費以外の経費に充当してはならない。

- 一 土木建築に関する工事の設計又は調査 当該設計又は調査の材料費、労務費、外注費、機械購入費（当該設計又は調査において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃及び保証料に相当する額として必要な経費。
- 二 土木建築に関する工事の用に供することを目的とする機械類の製造 当該機械類の製造に必要な経費。
- 三 測量 当該測量の材料費、労務費、外注費、機械器具の賃借料、機械購入費（当該測量において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、交通通信費、支払運賃、修繕費及び保証料に相当する額として必要な経費

(一部完了払)

第18条 業務の一部が完了し、かつ、可分のものである場合において、発注者が当該部分の引渡しを受注者に求めたときは、受注者は、これを発注者に引き渡すものとする。この場合において、受注者は、当該部分に相当する委託料の支払いを発注者に請求することができる。

2 第12条及び第13条の規定は、前項の場合に準用する。

(著作権・版権の取得)

第19条 受注者から引渡しを受けた設計図書に関する著作権又は版権は、一切発注者に帰属するものとする。

(契約不適合責任)

第20条 発注者は、第12条第5項の完了物の引渡し後、当該業務内容が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、受注者に対し、相当の期間を定めて、成果物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。

2 前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

3 第1項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

- 一 履行の追完が不能であるとき。
- 二 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- 三 成果物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
- 四 前3号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(発注者の任意解除権)

第21条 発注者は、業務が完了するまでの間は、次条又は第23条の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(発注者の催告による解除権)

第22条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- 一 受注者の責めに帰すべき理由により履行期間内に業務を完了する見込みがないと明らかに認められるとき。
- 二 契約の締結又は履行について不正の行為があったとき。
- 三 契約の履行に際し、当該係員の指揮監督に従わず、又その職務を妨害したとき。
- 四 川口市契約に関する規則第3条第1項及び第3項に基づく入札参加の資格審査の申請手続において、虚偽の申請をしたことが判明し、契約の履行を継続することが不適切であるとき。
- 五 前各号のほか、この契約事項に違反したとき。

2 前項の規定によりこの契約を解除した場合において、第15条の規定による前払金があったときは、受注者は当該前払金の額に当該前払金の支払いの日から返還の日までの日数に応じ政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率の割合で計算した額の利息を付して発注者に返還しなければならない。

(発注者の催告によらない解除権)

第23条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- 一 第4条第1項の規定に違反して業務委託料債権を譲渡したとき。
- 二 第4条第4項の規定に違反して譲渡により得た資金を当該業務の履行以外に使用したとき。
- 三 この契約の成果物を完成させることができないことが明らかであるとき。
- 四 受注者がこの契約の成果物の完成の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- 五 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- 六 契約の成果物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- 七 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- 八 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。)又は暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条におい

て同じ。)が経営に実質的に関与していると認められる者に業務委託料債権を譲渡したとき。

九 第25条又は第26条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。

十 受注者(受注者が共同体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。)が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等(受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時建設コンサルタント業務等の契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。)が暴力団員であると認められるとき。

ロ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ 再委託契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合(ヘに該当する場合を除く。)に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

(発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第24条 第22条各号又は前条各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

(受注者の催告による解除権)

第25条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(受注者の催告によらない解除権)

第26条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに契約を解除することができる。

一 第9条の規定により業務の内容を変更したため委託金額が3分の2以上減少したとき。

二 第9条の規定による業務の中止の期間が履行期間の10分の5以上に達したとき。

(受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第27条 第25条又は前条各号に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

(発注者の損害賠償請求等)

第28条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

一 履行期間内に業務を完了することができないとき。

二 この契約の成果物に契約不適合があるとき。

三 第22条又は第23条の規定により、成果物の引渡し後にこの契約が解除されたとき。

四 前3号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受注者は、委託金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

一 第22条又は第23条の規定により成果物の引渡し前にこの契約が解除されたとき。

二 成果物の引渡し前に、受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。

3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

一 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

二 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

三 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

4 第1項各号又は第2項各号に定める場合（前項の規定により第2項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。

5 第1項第1号に該当し、発注者が損害の賠償を請求する場合の請求額は、委託金額から既履行部分に相応する委託金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率の割合で計算した額とする。ただし、違約金の総額が100円に満たないときは、これを徴収しない。（談合等不正行為があった場合の違約金等）

第28条の2 受注者(共同体にあっては、その構成員)が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、委託金額（この契約締結後、委託金額の変更があった場合には、変更後の委託金額）の10分の2に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

一 この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。

二 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「受注者等」という。）に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、この契約に関し、独占禁止法第3

条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

三 納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

四 この契約に関し、受注者（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

2 受注者が前項の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率の割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

（受注者の損害賠償請求等）

第29条 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

一 第25条又は第26条の規定によりこの契約が解除されたとき。

二 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 第13条第2項の規定による委託金額の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率の割合で計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。ただし、遅延利息の総額が100円に満たないときは、発注者は、これを支払うことを要しないものとし、その額に100円に満たない端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

（契約不適合責任期間等）

第30条 発注者は、引き渡された成果物に関し、第12条第5項の規定による引渡し（以下この条において単に「引渡し」という。）を受けた日から3年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。

2 前項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、受注者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。

（情報通信の技術を利用する方法）

第31条 この契約書において書面により行わなければならないこととされている指示等は、法令に違反しない限りにおいて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法を用いて行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければなら



ない。

(川口市情報セキュリティポリシーの遵守)

第32条 受注者は、業務の遂行にあたり、川口市情報セキュリティポリシーを遵守しなければならない。

(秘密の保持)

第33条 受注者は、業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

(管轄裁判所)

第34条 この契約について訴訟等の生じたときは、発注者の所在地を管轄する裁判所を第一審とする。

(契約に定めのない事項)

第35条 この契約に定めのない事項については、川口市契約に関する規則によるほか、必要に応じてその都度発注者と受注者とが協議して定めるものとする。